新しい判例

近くの横断歩道渡らなかった自転車
重大な過失ではない　過失三割

事件の概要　五六歳女子病院給食員の日の出前の幹線道路で横断自転車と乗用車の衝突につき、三五㍍先の横断歩道を渡らなかったことは重大な過失ではないが、無灯自転車の過失を加味し、三割の過失相殺を適用した。こんこも医療機関で生活する一級三号認定の五六歳女子の将来の介護料が診療費、家族の通院代等で日額五、〇〇〇円、余命年数分認めた。札幌地裁平成九年六月二七日判決、平成七年(ワ)第五二〇三号。

呼吸管理の一級三号者　病院入院の介護料　日額五〇〇〇円

事件の概要　原告は、平成四年一一月一三日の日の出前の午前九時五分ごろ、札幌市豊平区内の三五㍍の地点に横断歩道のある幹線道路を右から左へ無灯自転車で横断中、被告運転の乗用車に衝突されて頭蓋骨損傷、第五頸椎粉砕骨折等で三五〇日入院の後、排尿排便障害のほか医療機関で呼吸管理を要する一級三号の後遺障害を残し、一億〇二九六万円余を求めて訴えを提起した。

日の出前の幹線道路を無灯自転車で横断中の過失については、裁判所は「横断歩道を通行したほうがよいということはできても、それをしなかったことをもって重大な過失と評価するのは相当でない」と判示し、無灯が通行車両からの認識に影響するとして、三割の過失相殺を適用した。

呼吸管理のためこんこも医療機関に入院を続ける必要のある原告の将来の介護料では、症状固定後の診療費等と精神的に不安定な原告の面倒を見るために近親者が通院しており、そのタクシー代等から、余命年数分日額五、〇〇〇円で認定した。

平成四年事故発生の右事案の入院雑費が日額一、四〇〇円の割で認められた。

裁判所の判断は以下のとおり。

主　文　は、原告に対し、連帯して金一、六四三万八、八六一円及び原告X1、同X2に対して各金一一五万円及びこれに対する平成四年一一月一三日から支払済みまで年五分の割合による各金員をそれぞれ支払え。

（以下略）

事実及び理由

第一　請求（略）

第二　事案の概要（略）

第三　争点に対する判断

一　過失相殺

1　前提となる事実及び証拠（略）によれば、以下の各事実を認めることができる。

(一)　本件事故現場は、札幌市豊平区をほぼ南北に走る道道真駒内御料札幌線の車道上の車側歩道縁石寄りの場所である。この道道は、片側二車線で本件事故現場の約八・五㍍南の地点から南の有明方面に向けて中央分離帯が存在しており、車道の幅員は一六㍍あり、車道の東側には幅員四・五㍍の歩道が幅約〇・二㍍のコンクリート製縁石によって区画され、中央分離帯から縁石までは七・五㍍あり、縁石から〇・五五㍍の車道には車線の外側線が引かれている。本件事故現場の北側には、この道道と国道三六号線が交わる信号機によって交通整理の行われている交差点（以下「本件交差点」という）が存在し、この交差点の南端に存在する道道上の横断歩道から本件事故現場までは約三五㍍である。

(二)　(四)（略）注＝原告、被告の走行状況

2　これらの事実によれば、被告は、見通しの良い道路を走行していたとはいえ、事故当時は日の出前でまだ薄暗かったのであるから、制限速度を遵守することはもちろん、前方を十分注視して運転する注意義務があるのにそれを怠り、制限速度を大なり超過した速度で加害車両を運転し、考えごとをするなどして前方の注視を怠った結果、原告の発見が遅れたうえ、適切な回避措置を取ることが困難となって本件事故を発生させたのであるから、被告には重大な過失がある。

他方、原告も、数十㍍先を見通すことができたとはいえ、また薄暗い時間帯であったのであるから自転車のライトを点灯させるのはもちろん、道道真駒内御料札幌線は中央分離帯の存在する幹線道路であるうえ、原告自身本件交差点までわずか三五㍍ほどの地点にいたのであるからこの道路を横断する際にはできるだけ横断歩道を通行するか、横断歩道を通行しないとしても、横断前のみならず横断中も左右を十分確認し通行車両の有無に注意を払って横断する注意義務があるのにそれを怠り、自転車のライトを点灯させずに通行車両から自転車の存在を認識しにくい状況を自ら作り出したうえ、少なくとも横断中は通行車両の有無を確認せず、加害車両が接近していることに気づかずに漫然と幹線道路を横断した過失があるというべきである。

なお、被告らは、原告が本件交差点の横断歩道を通行しなかったことは重大な過失であると主張するが、たしかに、自転車に乗った者はその性質上、歩行者に比較的近い立場にあるということはできるが、同視することまではできないから、本件交差点の横断歩道を通行した方がよいということはできても、それをしなかったことをもって重大な過失と評価するのは相当でない。

他方、原告らは、事故当時は日の出時と大差のない明るさであったのであるから、原告が自転車のライトを点灯させなかったことを過失と評価することはできないと主張する。しかしながら、自転車のライトの点灯が通行車両からの認識可能性にまったく影響しないとまではいいきれず、したがって、原告らの主張は採用できない。

これらを前提に、被告と原告の過失割合を考えると被告が七割、原告が三割と認めるのが相当である。

二　原告の受傷内容、治療状況及び後遺障害

前提となる事実、証拠（略）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

原告は、本件事故により顔面損傷、第五頸椎粉砕骨折及び左腓骨骨折の傷害を負い、C病院で治療を受けるとともに平成四年一一月一三日から平成五年一〇月二八日までD病院に入院し、頸椎の前方固定術を受けたが、左上腕二頭筋のみ何とか屈曲が可能であることを除いて四肢麻痺により終日臥床している。排尿及び排便障害とともに呼吸障害もあって気管切開を受け、平成五年一〇月二八日その状態のまま症状固定となり、自賠責共済により自賠法施行令第二条別表後遺障害等級第一級三号「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの」に該当する旨の認定を受けた。

原告は、E病院、D病院、F病院を経てG病院に入院しているが、症状の改善はなく、現在も切開した気管から機器による呼吸管理を受けているうえ、頻繁に喀痰の吸引を受けなければならない状態にあり、言語障害もある。G病院の医師の意見では、医療機関または訓練する場所で生活するしか考えにくい状態にあるとのことである。

三　原告の損害（弁護士費用は除く）

1　治療費（請求額一二八二万九、七一三円）　一、二八二万九、七一三円（略）

2　入院雑費（請求額四九万円）　四九万円

原告の傷害の内容及び程度、症状固定時までのD病院における入院期間などの事情を考慮し、入院雑費として一日あたり一、四〇〇円、入院日数三五〇日で四九万円を認めるのが相当である。

（三面へつづく）

形式的合図は合図なしと同視
車線変更トレーラーに後続貨物車が衝突
職業運転手の過失は悪質

車線変更合図が目的を果たせないのであれば、されていないと同視されるとし、車線変更した加害大型トレーラーにスピード超過の後続被害貨物車の衝突で六〇％の賠償が命じられた。大型車は速やかな車線変更ができないし、事故になると被害が重大となる上に、運転者が模範となるべき職業運転手なので過失は悪質と評価した。名古屋地裁平成九年六月二七日判決、平成八年(ワ)第四一三〇号。

事件の概要　被害貨物車は、平成六年八月四日午前五時二〇分ごろ、愛知県海部郡内の道路第二車線をスピード超過、前方不注視で進行中、加害大型トレーラーが第一車線から車線変更してきたために衝突、中央分離帯に乗り上げ、対向新外宮通貨物車に衝突して全損となり、訴外車へも損害賠償を負担した。

裁判所は、車線変更合図を出したとしても、目的が果たせない直近で出されたのでは合図「されていない場合」と同視して評価すると判示した。

大型車は、速やかに車線変更できない事故になると貨量の大きさから被害が重大となる。加えて運転者が模範となるべき職業運転手なので「過失は非常に悪質なものと評価される」として、加害車に六〇％の過失を認めた。

裁判所の判断は以下のとおり。

主　文　は、原告に対し、各自金二四六万六、四四七円及びこれに対する平成六年八月四日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

（以下略）

事実及び理由

第一　請求（略）

第二　事案の概要（略）

第三　争点に対する判断

一　証拠（略）によれば、前記争いのない事実などに加え、以下の事実が認められる。

本件事故現場付近は、最高速度が五〇㌔毎時に制限されている見通しの良い片側二車線の直線道路である。

被害車は、一五㍍から一七㍍の重量があるコンテナを積む全長約一二㍍のトレーラーである被害車を運転して国道三三号線の第一車線を時速約四〇㌔から約四五㌔で走行して本件事故現場付近に至ったとき、第一車線の前方の交通の流れが悪かったことから第二車線へと車線変更をしようと考えた。そして、被害は、右後方を右側バックミラーで確認後、右側方向指示器により車線変更の合図をするとすぐに車線変更を徐々に開始し、約三五㍍走行してほぼ被害車の車線変更が終了したころ本件事故が発生した。

他方、Xは、制限速度を大きく超える時速約八〇㌔の高速度でX車を走行させ、本件事故を発生させた。

二　道路交通法二六条の二第二項は、道路を進行する車両についてみだりにその進路を変更することを禁じ、同法五三条一項は、進路の変更に際し方向指示器又は灯火による合図を義務づけている。また、同条二項を受けて同法施行令二一条は、同一方向に進行しながら進路を右方に変えるときには、その行為をしようとするときの三秒前に右側の方向指示器を操作することを求めている。

これらの法令の趣旨は、車両の運転者が一定の行為（例えば本件の場合右方への進路の変更）をしようとするときに、あらかじめ定められた方法による合図を正確に行い、その意思を他の車両等の運転者（例えば本件の場合被害車の後方を進行していたX車）に明示することによって、交通の安全と円滑を図ることにある。

したがって、右のような目的を果たせないような方法で行なわれた合図は、仮に一応形式的には合図がなされたとしても、それがなされていない場合と同視して評価することができるのである。

本件の場合、仮に被害車が時速約四〇㌔（秒速約一一・一㍍）で走行していたとしても、合図を出したあと約三・一五秒のうちに被害車の車線変更はほぼ終了していたのであるから、被害による右方への車線変更の合図は極めて不十分なものであったと評価される。

また、被害両名自身が主張するように、被害車は車線を変更するといっても乗用車や普通のトラックのように急にあるいは速やかに変更することはできないのであるし、その質量の大きさからすると一旦事故が発生した場合にはそのもたらす被害は非常に大きなものになるのであるから、右方への進路変更をするにあたってはより慎重にその安全を確認するべきであるし、被害は交通道徳の点において本来模範となるべき職業運転手なのであるから、右注意義務を怠り本件事故を発生させた過失は非常に悪質なものと評価される。

他方、Xも職業運転手であった上で、本件事故現場付近の状況に照らせば、Xが前方の交通の状況を注視していたならば、X車の前方を走行していた被害車が交通の流れの悪い第一車線から第二車線へと車線変更をする可能性を予測することは容易であったし、X車が制限速度を守って走行していたならば、車線変更を回避することもず分可能であった。したがって、本件事故についての右注意義務を怠ったXの過失もまた悪質なものと評価される。

このようなXについては公平の観点から本件事故による損害についてその過失を斟酌するのが相当であり、その割合については、右被害の過失とXの過失とを比較すると、四〇㌫とするのが相当である。

よって、Yに代わって弁済した原告は被害両名に対して合計一七〇万八、六七〇円の求償を請求することができる（ただし、原告の請求はそのうち二二四万二、二二五円のみを請求するので、その限度で理由がある。）

三　原告らは、弁護士費用として、二二万四、二二二円を請求するが、右に検討したところによれば、その金額は相当である。

名古屋地方裁判所民事第三部

裁判官　榊原　信次

新しい判例

深夜、被害乗用車と加害大型貨物車の衝突で、模範となるべき職業運転手で、かつ大型車でありながら、黄点滅で被害者を認めながら減速せずパッシングして交差点進入して衝突した事案は悪質として、加害車に二五％の過失を認めた。二級三号の後遺障害を残す被害者の近親者による入院付添費は円額六、〇〇〇円、将来の介護料は五、〇〇〇円で余命年数分算定された。名古屋地裁平成九年五月一四日判決、平成八年(ワ)第一一五六号。

模範となるべき職業運転手の責任は重い

黄点滅加害大型貨物車25 赤点滅被害乗用車75

事件の概要

二五歳女子会社員の原告は、平成五年四月三二日午前一時一〇分ごろ、愛知県刈谷市内の赤点滅交差点を乗用車で一時停止せずに進入したため、被害車を認めてパッシングしてやや減速しただけで交差点進入した過失は一悪質」と評価し、二五％の過失を認めた。

近親者の付添費雑料は、完全看護の病院に入院中は否認し、要看護については一日六、〇〇〇円で認めたが、二級三号の後遺障害固定後の将来の介護料は、一日五、〇〇〇円で余命年数分認めた。

裁判所の判断は以下のとおり。

主文

一　被告らは、原告に対し、連帯して金二、六一一万四、七七四円及びこれに対する平成五年四月三二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

（以下略）

事実及び理由

第一　請求（略）

第二　事案の概要（略）

第三　争点に対する判断

一　争点1について

被告が本件事故の現場である交差点に進入するに際し、同被告の対面する信号機が黄色灯火の点滅の表示であったことについては当事者間に争いがない。

道路交通法七条、四条、同法施行令二条によれば、道路を通行する歩行者及び車両等は、対面する信号機が黄色の灯火の点滅を表示している場合には他の交通に注意して進行することができると規定されており、その趣旨は、他の交通に注意した結果、交通の安全が確保されない場合には、進行すべきではないという意味を含むものである。

したがって、自動車運転者としては、対面する信号機が黄色の灯火の点滅を表示している場合に注意して進行することができる。

また、右証拠によれば被告は本来交通違反の点で模範となるべき職業運転手であり、停止することが普通車に比べて困難な大型車を運転していることもかかわらず右注意義務違反を犯したのであるから、その注意義務違反は悪質なものと評価することができる。

二　争点2について

1　治療費について（略）注＝九万四、一〇〇円

2　看護料（略）注＝八五万二、〇〇〇円、一日六、〇〇〇円で一四二日分、二七〇日分は完全看護の病院分で否認

3　入院雑費（略）注＝四一万二、〇〇〇円、長期間を理由に一日一、〇〇〇円で四一三日分

4　休業損害（略）注＝会社員、事故前三か月の実収入につき四一二日分三五二万一、九四六円請求して同額を認定。

5　慰謝料（略）注＝入院約一四か月分の慰謝料三〇〇万円

6　逸失利益（略）注＝事故前年の年収三三七万四、九二九円で六七歳まで一〇〇歳喪失で七、五三三万七、二九二円認定

7　後遺障害慰謝料（略）注＝二、〇五〇万円

8　将来の介護料

原告は、将来の介護料として、年額二一九万円（一日当たり六、〇〇〇円）平均余命五八年として中間利息控除（新ホフマン係数二六・八五一六）した四、九〇〇万四、一七〇円を原告の損害として認めることができる。

9　家屋改造費（略）注＝二六万円

三　争点3について

1　被告らは、原告の損害について、少なくとも九割以上の過失相殺を主張する。

2　原告が本件事故の現場である交差点に進入するに際し、その対面する信号機が赤色灯火の点滅の表示であったことについては当事者間に争いがない。

したがって、原告としては、道路交通法七条、四条、同法施行令二条により、交差点の手前の停止線の直前で一時停止すべき注意義務があった。

しかしながら、証拠（略）によれば、原告は右進入に際して、一時停止しなかったばかりか、特段減速することもなかったことが認められる。

このような原告については、本件事故による損害についてはその過失を斟酌するのが相当であり、その割合については、前記**被告の過失の悪質さなど本件事故に関する一切の事実を考慮すると、七五割とするのが相当である。**

以上によれば、被告らが賠償すべき原告の損害は、合計三、八二二万〇、三七七円であり、既払金合計一、四三五万五、六〇四円を損益相殺した二、三八六万四、七七三円となる。

四　原告は、弁護士費用として、二二五万円を請求するが、同金額は相当である。

（以下略）

名古屋地方裁判所民事第三部

裁判官　榊原　信次

事件の概要

25歳女子会社員は、深夜、赤点滅信号交差点で乗用車を運転、一時停止せずに進入したため大型貨物車に衝突され、脳挫傷等で412日入院の後、2級3号の遷延性意識障害を残した。

	請求額(円)	認定額(円)
治療費	94,100	94,100
看護料	2,472,000	852,000
(1日)	6,000	6,000
入院雑費	576,800	412,000
(1日)	1,400	1,000
休業損害	3,521,946	3,521,946
慰謝料	3,300,000	3,000,000
逸失利益	75,240,000	75,237,292
慰謝料	23,000,000	20,500,000
将来の介護料	58,800,000	49,004,170
(1日)	6,000	5,000
家屋改造費	260,000	260,000
小計	165,264,846	152,881,508
過失相殺75%補用		38,220,377
損害の填補費	14,355,604	14,355,604
弁護士費	2,250,000	2,250,000
合計	38,745,773	26,114,774
	(内金請求)	

（二面からのつづき）

3　休業損害（請求額三二万二、六九六円）三一二万二、六九六円（略）注＝病院の給食員として実収入三三二五万六、五二六円で三五〇日分

4　逸失利益（請求額一五一四万五、九一六円）二、五一四万五、九一六円（略）注＝五七歳女子、右取扱で六七歳まで一〇〇歳労働能力喪失をライプニッツ式で算定

5　将来の介護費用等（請求額五、三六三万三、一六〇円）二、七一八万九、〇三二円

二で認定したとおり、原告は、本件事故による後遺障害のため日常生活のすべてにわたり他人の介護が必要な状態にある。しかも、自宅介護になる可能性がまったくないとまでは言いきれないにしても、機器による呼吸管理を受けていて医療機関あるいはこれに類する場所で生活するしか考えようがない状況にあり、本件金証拠によっても、将来において、この状態が著しく改善される見通しがあることはうかがわれない。

ところで、原告らはG病院での入院において、症状固定後の平成八年一月から二二日月までの一年間で診療費や日用品等の費用として平均月額五万四、九七三円（一円未満切捨）を負担しており、また、重度後遺障害を負った者を介護する財団法人経営の労災施設に入居した場合（ただし、機器により呼吸管理を受けている者まで受け入れられるのか否かは定かでない）でも、原告が受領している障害年金の金額からすると、月額一〇万円前後の入居費用が必要となる（証拠略）。

原告X₁及び原告X₂は、仕事の帰りにときどき原告を見舞っており、原告X₁の妻が一週間に一回、原告X₂の妻が一週間に二回程度G病院に通い話し相手になるなどして、四肢麻痺で精神的に不安定になりがちな原告の面倒を見ており、原告X₁の自宅からG病院までは タクシーで片道一、一〇〇円から一二〇〇円ほど、原告X₂の自宅からはタクシーで片道一、六〇〇円から一、七〇〇円ほどかかる（証拠略）。

原告らは、症状が固定した平成五年一〇月二八日当時五七歳であるから、平均余命は二七・六二一年であり、平成五年簡易生命表、弁論の全趣旨、四肢麻痺の状態で呼吸管理を受けている状態に あるからといってそれよりも余命が短くなる蓋然性が高いことをうかがわせる確たる証拠はない。

これらの事情を前提にすれば、原告の症状固定後の将来の介護費用としては、症状固定時から二八年間にわたり一日あたり五、〇〇〇円を認めるのが相当であり、ライプニッツ方式（係数一四・八九八一）によって年五分の割合による中間利息を控除して算定すると、その額は二、七一八万九、〇三二円（一円未満切捨）となる。

（以下略）

6　生活装具（請求額一九〇万〇、六三六円）六万一、四八七円

（一）原告は、J製作所から生活装具を購入し、六万一、四八七円を負担したと争いがない。

（二）（略）注＝帰宅した際の介護用品一八三万九、一一四円の請求につき、医療機関以外での生活が困難な状況から、本件事故との相当因果関係を否認。

7　慰謝料（請求額三、〇〇〇万円）二、五〇〇万円

本件事故の態様、原告の傷害の程度、入院期間、治療経過、後遺障害の内容及び程度などの事情を総合すると、原告の傷害、入通院及び後遺障害に伴う慰謝料としては二、五〇〇万円を認めるのが相当である。

8　原告X₁及び原告X₂の損害賠償額（請求額各三〇〇万円）を各一五〇万円

原告X₁（昭和三七年三月一三日生）及び原告X₂（昭和三九年一一月二八日生）は、いずれも原告の子ですでに結婚をしており、原告X₁は運送トラックの運転手を、原告X₂は清掃業者の運転手をし、本件事故当時、原告X₁が原告と同居していた（証拠略）。

そして、原告X₁及び原告X₂が、仕事の帰りにときどき原告を見舞うとともに、原告X₁あるいは原告X₂の妻が、一週間に一回ないし二回程度G病院に通って原告の面倒を見ていることは三で認定したとおりである。

この事実によれば、原告が医療機関等の施設以外で生活することが困難な状態にあることを考慮しても、原告X₁及び原告X₂がその介護によって、物理的、精神的負担を被っていることは否定できないから、原告X₁及び原告X₂の精神的苦痛を慰謝するに必要はあるというべきであり、右の諸事情を前提にすれば、その額はいずれも一五〇万円が相当である。

五　過失相殺・損益相殺

1　原告（略）注＝三割の過失相殺後の損害額と労災受給分を控除して、治療費、入院雑費は全額補塡済み、過失相殺後の残額四、六一五万二、二五一円から自賠責共済及び被告らの填補額三、二二二万二、三九〇円を控除し残額一、四九二万八、八六一円。

2　原告X₁及び原告X₂（略）注＝いずれも三割差減し各一、〇五九万円。

六　弁護士費用（請求額原告X₁八五万一、〇九二円、原告X₂及び原告X₃各三〇万円）原告X₁及び原告X₂各一五〇万円、原告X₃及び原告X₄各一〇万円

（以下略）

札幌地方裁判所民事第一部

裁判官　山崎　秀尚

事件の概要

56歳女子病院給食員は、目の出前に幹線道路を自転車で横断中、乗用車に衝突され、頭蓋骨損傷等で350日入院の後、呼吸管理を要する1級3号の後遺障害を残した。

	請求額(円)	認定額(円)
治療費	12,829,713	12,829,713
入院雑費	490,000	490,000
(1日)		1,400
休業損害	3,122,696	3,122,696
逸失利益	25,145,916	25,145,916
将来の介護費	53,633,160	27,189,032
生活装具	1,900,638	61,487
慰謝料	30,000,000	25,000,000
近親者慰謝料	6,000,000	3,000,000
小計	133,122,123	96,838,844
過失相殺30%補用		67,787,190
損害の填補費		50,748,329
弁護士費	9,451,092	1,700,000
合計	103,962,015	18,738,861